阿賀野市告示第１９２号

犬の抑留について

狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第６条第１項及び新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和５２年新潟県条例第９号）第１４条第１項の規定により、犬を下越動物保護管理センターで抑留したので、同法同条第８項及び同条例同条第２項の規定に基づき告示する。

令和６年１１月６日

阿賀野市長　加藤　博幸

区分／No.	抑　　留			犬の特徴				
	年月日	時間	場所	種類	性別	毛色	体格	特記事項
1	6.11.2	11:05	阿賀野市 畑江	雑種	オス	こげ茶	中	ハート柄の茶色 首輪